

県民税の申告は正しくお早めに!

申告期間は2月16日 から3月15日 です

今年も市民税・県民税の申告時期になりました。毎年、期限間近になると、会場がたいへん混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。早めに準備して、できるだけ指定日にお出かけください。

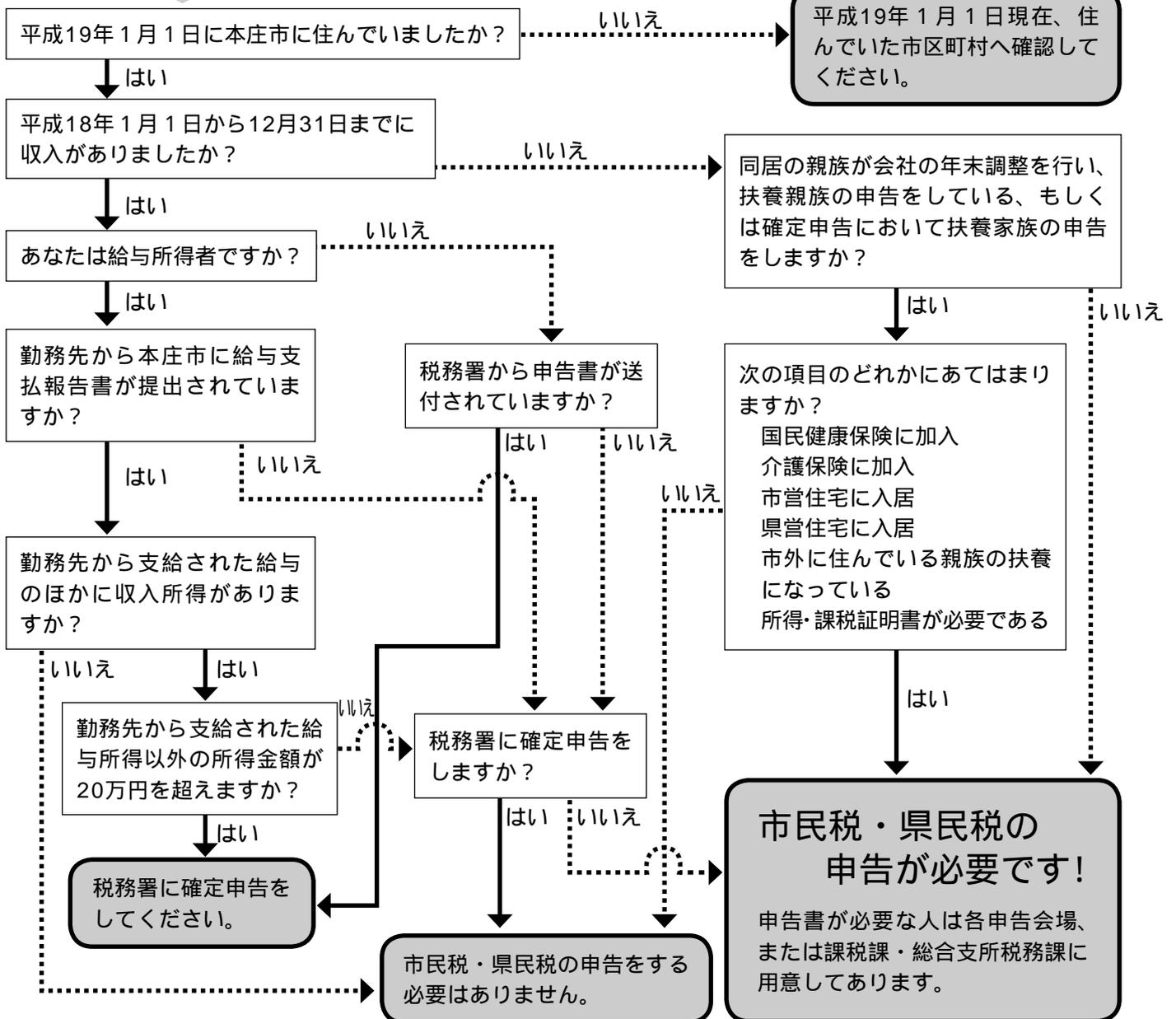
課税課 1123、総合支所税務課 ㊟1331 (内線321)

あなたは必要? 市民税・県民税の申告

フローチャートの質問に答えて、申告する必要があるかどうか確認してみましょう!

スタート!

はい → いいえ ……………→



青色申告、平成17年分以前の申告、死亡者の申告、土地・建物・株等の譲渡所得、住宅借入金等特別控除、山林所得、災害減免、外国税控除、その他特別な内容を含む申告については、税務署で申告してください。

申告相談

受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時

できるだけ指定された日にお出かけください。指定日に都合が悪い場合は、期間中の他の日程にお越しいただいても結構です。

月	日	本庄地域 会場：市役所6階大会議室	児玉地域 会場：総合支所大会議室
2月	16日	鵜森・小和瀬・堀田・滝瀬	秋山
	19日	傍示堂・牧西・宮戸	風洞
	20日	仁手・下仁手・久々宇・田中・上仁手	東小平
	21日	都島・山王堂・沼和田・杉山・新井・三友	西小平
	22日	けや木・栗崎・西五十子・東五十子	蛭川
	23日	北堀・西富田	入浅見・下真下
	26日	緑・四方田・東今井・西今井・共栄(本庄地域)	上真下・共栄(児玉地域)
	27日	朝日町・見福・東富田	吉田林
3月	28日	日の出	下浅見・高関
	1日	東台	長浜町・鍛冶町・上町
	2日	本庄・照若町・台町・諏訪町・本町	仲町・新町・連雀町・本町
	4日	指定された日に都合の悪い人(市内全域)	
	5日	前原・栄	下町
	6日	小島南	第一金屋
	7日	小島(住居表示地区以外も含む)	第二金屋
	8日	千代田・中央	第三金屋・長沖
	9日	南・柏・下野堂	高柳・塩谷・飯倉
	12日	銀座・駅南	宮内・保木野・田端
	13日	若泉・寿	本泉全域
	14日	指定された日に都合の悪い人(市内全域)	
	15日	指定された日に都合の悪い人(市内全域)	

市民税

今回から、申告のお知らせのはがきは郵送しませんので、ご注意ください。

期間内に申告をしないと、児童手当等を受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるときなどに必要な証明書類等の発行ができません。

また、収入がなかった人についても、所得・課税証明書の発行、国民健康保険税や各種手当等の資料となりますので、忘れずに申告してください。

申告は
お早めに!



申告時に用意するもの

印鑑

収入金額や経費がわかるもの
給与所得、年金所得のある
人/源泉徴収票

事業所得(営業・農業等)、
不動産所得のある人/収支内
訳書

配偶所得、一時所得、雑所
得等のある人/支払調書等

各種の控除を証明できるも
の(平成18年1月～12月に支
払ったもの)

保険料控除等を受ける人/
社会保険(任意継続、国民健
康保険、国民年金、介護保
険を含む)、生命保険(一般・
個人年金)、損害保険などの
領収書または証明書

年末調整済みの人が申告で
新たに社会保険料控除を受け
る場合は、「平成18年分給与
所得者の保険料控除申告書兼
給与所得者の配偶者特別控除
申告書」の写しが必要です。

医療費控除を受ける人/医
療費控除内訳書および医療機
関に支払った費用の領収書等
保険金などで補てんされた金
額がわかる書類

障害者控除を受ける人/身
体障害者手帳、療育手帳、精
神障害者保健福祉手帳

必要書類が不備の場合、再
度ご来場いただくこともあり
ます。

収支内訳書・医療費控除内
訳書はあらかじめ作成してお
いてください。作成していな
い場合は、申告書を受理する
ことができません。

介護保険要介護認定者の
障害者控除の適用

介護保険の要介護認定(要
介護2～5)を受けている人
は、身体障害者手帳等を持っ
ていない場合でも、市が交付
する「障害者控除対象者認定
書」を提示することで、障害
者控除を受けられる場合があ
ります。
対象(次の要件を二つとも満
たす人)

平成18年中に要介護認定を
受けている65歳以上の人
要介護度が2～5のいずれ
かに該当し、障害の程度が
身体障害者等に準ずる人

申請方法
本人または代理人が介護保
険被保険者証を持参のうえ、
左記の窓口へ

介護いきがい課 1719、
総合支所健康福祉課 ⑦1
331(内線313)